

平成20年度町県民税 税制改正！

平成20年度に納めていただく町県民税について、次のとおり改正となります。皆さんの制度へのご理解とこれからの納税についてご協力をお願いします。

【問合せ】税務課 ☎ 83-1224



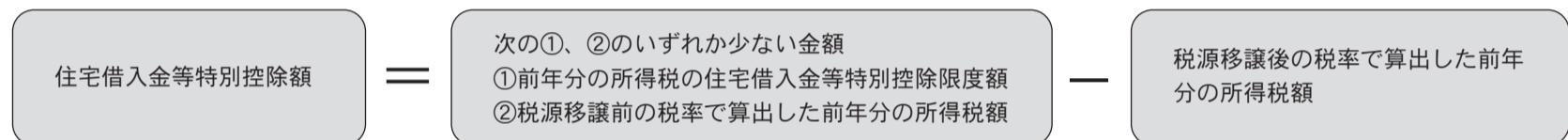
①住宅借入金等特別税額控除（平成20年度～平成28年度の町県民税に適用）

税源移譲で所得税が減少したことにより、住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。このため、平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方に限り、今まで所得税から控除されていた方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告により、平成20年度以降の町県民税の所得割額からも控除する経過措置が設けられます。

□対象者 次の①と②のいずれかに該当する方

- ①税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅借入金等特別控除限度額が所得税額よりも大きくなり、控除しきれなくなった方
- ②住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなつた方

□計算方法



□申告方法

対象者はその年の3月15日(平成20年は3月17日)までに1月1日現在の住所地である市町村に、「町県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に源泉徴収票を添付して提出してください。なお、税務署に確定申告書を提出する方は、税務署へ申告書を提出してください(毎年提出する必要がありますので、注意してください)。詳しいことは、税務課までお問い合わせください。

②地震保険料控除の創設

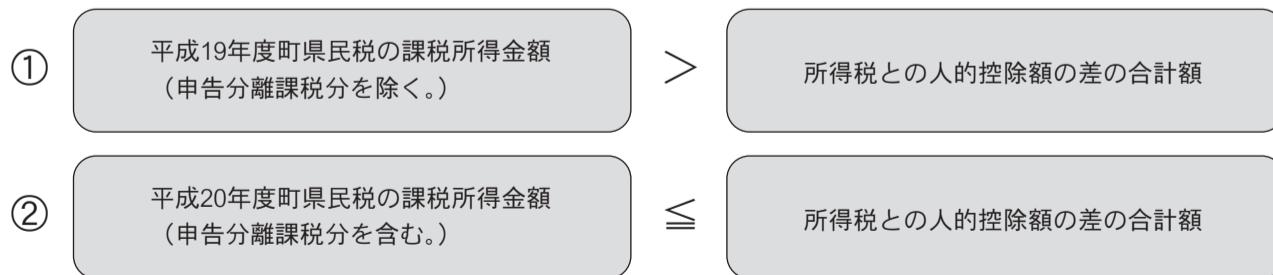
地震保険への加入を促進する目的で、従来の損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されます。

- (1)支払地震保険料の2分の1に相当する金額(町県民税は25,000円、所得税は50,000円を上限)を控除します。
 - (2)平成18年12月31までに締結した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)には、従前の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられます(町県民税は10,000円、所得税は15,000円を上限)。なお、短期損害保険料控除は廃止となります。
- ※上記(1)、(2)の両方を適用する場合は、町県民税は最高25,000円、所得税は50,000円となります。

③税源移譲時の年度間所得の変動に係る経過措置

税源移譲では、ほとんどの方は所得税が減り、町県民税が増えるようになりました。しかし、退職などの理由により、平成19年中の所得が大きく下がり、平成19年分の所得税がかからない場合は、税源移譲の負担軽減が受けられない一方、平成19年度分の住民税は税源移譲による負担増の影響を受けることになります。このように、平成18年と平成19年の所得変動に伴う負担増を調整するため、経過措置が設けられます。(この経過措置は、平成19年度の町県民税のみが対象です。)

□対象者 次の①と②を満たす方



平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を、差し引いた額を減額し、すでに納付済の平成19年度分の町県民税額から還付します。

□申告方法

対象者は、平成20年7月1日から平成20年7月31までの間に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村に申告してください。

